



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信
 2012年12月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
 〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
 TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
 HP : 「菅原会計」検索！

25年1月支払の給与から源泉徴収税額が変わります

平成25年1月1日から平成49年12月31日の間に支払われる給与について、源泉所得税と一緒に、復興特別所得税を徴収されることになりました。

☆復興特別所得税とは？

東日本大震災の復興に必要な財源確保のために、徴収される税金です。「源泉所得税の2.1%」の税額を、源泉所得税と一緒に納めます。

給与から徴収する税額は「平成25年分 源泉徴収税額表」で確認してください。税額欄には、源泉所得税と復興特別所得税の合計額が記載されています。

- ※平成24年分以前の税額表は源泉所得税のみの金額なので、使用しないでください。
- ※源泉徴収税額表がお手元にないときは、ご連絡ください。(059-382-5055)

☆納付はどうする？

源泉所得税の納付書に合計額を記入し、源泉所得税の納付期限（毎月10日、納期限の特例を受けていれば7月10日と1月20日）までに納付します。

☆菅原会計の顧問料は変わる？

現在は源泉所得税10%の徴収ですが、12月分の顧問料から、源泉所得税と復興特別所得税を併せた10.21%の徴収になります。これまで通り、顧問料から源泉所得税を引いた金額を、お支払いただきます。

★年末調整です！

- ・平成24年中に支払った給与の明細
 - ・控除の申告書（扶養・保険料）
 - ・保険料の支払証明書（生命・地震・社会保険）
 - ・住宅ローンの年末残高証明書
- など

必要な書類のご準備ができましたら、お早めにご連絡ください。

